

西宮下中妻線ニュース



令和5年4月発行
第13号

西宮下中妻線沿線の皆様におかれましては、日頃より、市政にご理解
とご協力をいただきありがとうございます。

今号では、第1工区の進捗状況と第2工区の事業認可取得について、お知らせいたします。

第2工区の事業認可を取得しました



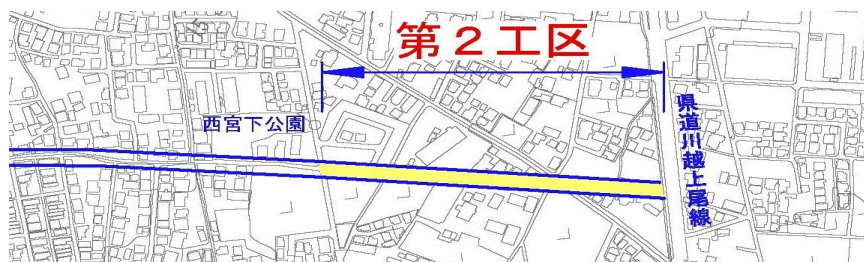
第2工区（285m）の事業認可を取得しましたので、今後のスケジュール
についてお知らせします（令和5年3月29日付で事業認可取得）。

【事業施行期間：令和5年3月29日から令和12年3月31日まで】

今後、令和5年度から令和7年度の3年間で、用地の取得を進めていく予定です。
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事業認可は用地買収や道路工事など、都市計画事業を実施するために必要な手続きで
す。事業認可取得に伴い、事業区域内において、建築等の制限や土地収用法の規定等が適
用されます。

- 1. 建築等の制限**（都市計画法第65条）
事業地内においては、事業の施行の障害となるような土地の形質の変更及び建築物
の建築等については制限がかかります。
- 2. 先買権の発生**（都市計画法第67条）
事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする時は、上尾市への届出が必要とな
り、上尾市との交渉を先にさせていただくことになります。
- 3. 土地収用法の適用**（都市計画法第70条）
都市計画事業については、土地収用法が適用されることから、土地収用法上の諸効
果が発生します。



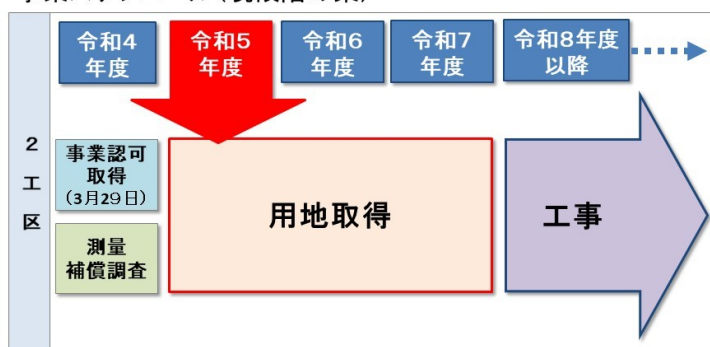
～地権者の皆様へ～

今後、地権者の皆様に対しましては、個別に契約時期や移転計画などの、ご相談の場を
設けてまいります。



第2工区スケジュール

事業スケジュール(現段階の案)



※用地取得状況や今後の予算状況により、計画に変更が生じる場合があります。



第1工区について

今年度における主な整備予定

～電線共同溝～

引き続き第1工区の電線共同溝の整備を行ってまいります。
今年度は、民地内への電力・通信線の引き込みを行います。
※引き込み工事は、電力・通信関係事業者が実施します。



～歩道整備工事～

今年度より、一部区間の歩道整備を進めて参ります。

～第1工区における事業認可について～

第1工区の実業計画を変更いたしました。変更内容は次の通りです。

【事業施行期間】

(変更前) 平成29年2月23日から令和5年3月31日まで

(変更後) 平成29年2月23日から令和8年3月31日まで

最後に…

第2工区については、事業認可を取得したことから、地権者の皆様と交渉を進めてまいります。

第1工区については、引き続き早期完成を目指し、取り組んでまいります。

今後とも皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、下記までご連絡ください。

上尾市都市整備部道路河川課
街路整備担当

電話 048-775-7911
mail s359000@city.ageo.lg.jp

